

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月5日(金)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員	
4番	布	施	陽子	委員	5番	高	品	文	敬	委員
6番	椎	名	寛	委員	7番	布	施	行	雄	委員
8番	小	林	須美子	委員	9番	太	田	憲	一	委員
10番	大	木	武一	委員	11番	鈴	木	茂	委員	
12番	佐	藤	正剛	委員	13番	石	田	利之	委員	
14番	安	藤	幸春	委員	15番	穴	澤	久男	委員	
16番	伊	藤	栄治	委員	17番	渡	邊	弘仁	委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	伊	藤	輝夫	委員	19番	秋	山	菊次	委員
21番	加	瀬	安男	委員	22番	並	木	昭男	委員
23番	鎌	形	豊	委員	24番	山	崎	幸治	委員
25番	塚	本	繁雄	委員	26番	木	原	正勝	委員
27番	江	波	戸和男	委員	28番	寺	本	利幸	委員
29番	石	橋	誠	委員					

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

20番 布施利雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 3 年 2 月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は 16 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、1 番林喜太郎委員、3 番金杉勝城委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和 2 年度第 7 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 2 月 3 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 2 月 3 日、午後 2 時 20 分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和 3 年 1 月 25 日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和 2 年度第 7 次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。
最初に、利用権設定関係の番号1番と8番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号1番と8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号1番と8番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番と8番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号1番と8番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号の利用権設定関係の番号1番と8番について、採決に入ります。
議案第1号の利用権設定関係の番号1番と8番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き「令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
利用権設定関係の番号1番と8番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番と8番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号1番と8番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号について、利用権設定関係の番号1番と8番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号1番と8番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法 第3条の規定による許可申請について」の番号3番と4番、並びに議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番は、関連する案件のため、また、寺本利幸委員が関係する事案であるため、本件は、他の案件とは別に審議・採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番について、他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は、他の案件とは別に審議・採決することに決しました。
それでは、議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番を議題といたします。

本件は、寺本利幸委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、寺本利幸委員には、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号3番と4番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号3番と4番を議案書を基に朗読】

番号3番と4番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、本件は、議案第3号の番号3番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

次に、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号3番を議案書を基に朗読】

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆計3,639㎡の内0.18㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 　議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番の譲受人は同一です。

　議案第2号の番号3番と4番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

　議案第3号の番号3番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番と4番、並びに議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番について、採決に入ります。

　議案第2号の番号3番と4番、並びに議案第3号の番号3番について、原案のとおり決すると共に、議案第2号の番号3番と4番については、知事の処分に併せて会長専決とすることことに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号3番と4番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、2番及び5番から7番までは、利用権設定に関する件であります。番号8番から番号10番までは、所有権移転に関する件であります。

なお、この内、番号1番と2番は、議案第3号の番号2番の一時転用許可に付随する案件であるため、番号5番と6番は、議案第3号の番号4番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第3号、番号1番、2番及び5番から10番までを議案書を基に朗読】

番号1番、2番及び5番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 番号1番と2番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

番号5番と6番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

番号7番について、譲受人は農地を賃借し、新たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

す。番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

16 番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

9 番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号3番と4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号3番と4番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号3番と4番を除き、原案のとおり決すると共に、番号1番と2番、並びに5番と6番については、知事の処分に併せて会長専決とすることことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号3番を除き、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番、2番及び4番を議案書を基に朗読】

番号1番について、車輛置場用地として田228㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑4,685㎡の内0.18㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2,022㎡の内0.34㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、譲受人は、申請地近くで自動車整備業を営んでおりますが、既存の車輛置場が手狭になっているため、既存施設に隣接する申請地を車輛置場用地として利用しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的

に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、番号3番を除き、採決に入ります。

議案第3号について、番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年2月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。